

寒川町職員の管理職手当に関する規則新旧対照表

現行			改正案		
～略～			～略～		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
区分	職	管理職手当の額	区分	職	管理職手当の額
1～3	(略)	88,000円	1～3	(略)	88,000円
4	(1) 町長の事務部局の課長、専任主幹、専任技幹、所長又は館長 _____ _____ _____ (2)～(7) (略)	65,500円	4	(1) 町長の事務部局の課長、専任主幹、専任技幹、所長又は館長(寒川町立文化福祉会館長に限る。) (2)～(7) (略)	65,500円
5	(1) 町長の事務部局の主幹、技幹 _____ _____ _____ 又は場長 (2)・(3) (略)	58,000円	5	(1) 町長の事務部局の主幹、技幹、館長(寒川町立文化福祉会館長を除く。) 又は場長 (2)・(3) (略)	58,000円
			<p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center">この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>		